

後期基本計画基本施策別一覧表

基本施策26 人権教育・啓発の推進	めざす まちの姿	市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、人権が文化として定着したまちをめざします。
--------------------------	---------------------	--

現状	課題	個別施策の方向性 【(★)は総合戦略に関連する取組】	主な取組	主な取組に対する具体的内容の例示	
<p>◇本市では、宍粟市人権施策推進計画に基づき、あらゆる人権が尊重される社会の実現に向けた取組を進めています。</p> <p>◇市民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する講演会や学習会、映画上映会等を開催しており、特に若年層の参加を目的とした講演会等を開催しています。</p> <p>◇複雑化、多様化する人権問題へ対応するため、相談窓口の利便性の向上を図るとともに、相談員を増員するなど相談支援体制の充実を図っています。</p> <p>◇本市では、宍粟市DV防止・被害者支援基本計画に基づき、暴力を許さない人権意識の高いまちづくりや被害者の支援など、関係機関と連携した総合的な取組を進めています。</p>	<p>・市民一人ひとり人権に対する正しい理解と認識を高めることが重要</p> <p>・多様性を認め合い互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、人権問題を他人事としてではなく、自らの問題として意識することが大切</p>	<p>①人権教育・啓発の推進 一人ひとり人権が尊重されるまちの実現に向け、市民の人権問題に対する理解を深めるための人権教育・啓発活動を推進します。</p>	<p>①-1 女性、子どもや高齢者、障がいのある人、外国人等に関する人権問題、同和問題、多様な性やインターネット上での人権侵害など、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市民が主体的に参加できる講演会・学習会や啓発イベント等の充実により、人権意識の高揚を図ります。</p> <p>①-2 市民が主体的に参加できる学習会や若者向けの各種イベントの充実により、人権意識の高揚を図ります。</p> <p>※①-1に統合</p> <p>①-2 若年層を主な啓発対象とした参加型啓発事業やインターネット・SNS等を通じた啓発活動など、若い世代が人権に触れる機会を創出します。</p>	<p>・啓発物品やパンフレット等を作成し、人権意識高揚に向けた取り組みや啓発</p> <p>・人権啓発冊子「そよ風」の作成</p> <p>・人権施策推進計画の進捗管理(庁内各課で取組シートを作成→事務局で整理・ヒアリング、まとめ→人権問題検討委員会で報告)</p> <p>・市民向け人権講演会や映画上映会等の実施(「人権文化をすすめる市民運動」等)</p> <p>・人権関係団体との連携、協力による啓発イベントの開催(作品展、移動動物園、ワークショップ等)</p>	
	<p>人権問題が複雑化、多様化している</p>	<p>人権意識高揚に向けた講演会・学習会への若者の参加促進が必要</p>	<p>②人権擁護(相談・支援・救済)の充実 様々な人権問題に対応した人権擁護の充実に努めます。</p>	<p>②-1 様々な人権問題に対応するため、職員の資質向上を図るとともに、問題解決に向けた関係機関との連携の強化を図り、相談体制の充実を図ります。</p> <p>②-2 人権侵害に関わる事件について、その背景や要因を探り、再発防止に向けた取組を実施します。</p>	<p>・若年層世代の人権課題等を広く共有し、考える機会とする啓発イベントの実施(「若者フォーラム」等)</p> <p>・オンライン講演会の開催</p> <p>・SNSを通じた、人権イベントや人権コラム等の発信</p>
	<p>多様性を認め合い互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、人権問題を他人事としてではなく、自らの問題として意識することが大切</p>	<p>多様性を認め合い互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、人権問題を他人事としてではなく、自らの問題として意識することが大切</p>	<p>③DV対策等の推進 DVを許さない意識啓発を推進するとともに、DV被害者等への相談・支援体制の充実を図ります。</p>	<p>③-1 職場や地域など、あらゆる生活の場を通じて、幅広い年齢層を対象にDV関連講座やセミナー等を開催し、DVIについての正しい知識を深めるとともに、DV防止に向けた啓発を推進します。</p> <p>③-2 関係機関との連携を強化し、DV被害者等への相談体制を強化するとともに、発見から自立した生活の再建まで、段階に応じた切れ目のない支援を行います。</p>	<p>・市民相談員による人権相談窓口の設置(常時)</p> <p>・地域における人権啓発を推進する「市民人権推進員」の設置</p> <p>・女性相談、にじいろ(性の多様性)相談の実施(毎月1~2回)</p> <p>・市職員等における人権研修の開催</p> <p>・人権擁護委員による人権相談窓口の設置(臨時/法務局と連携)</p> <p>・課題解決の方法をともに見出す、必要な相談窓口の紹介</p>
	<p>市民一人ひとり人権に対する正しい理解と認識を高めることが重要</p>	<p>市民一人ひとり人権に対する正しい理解と認識を高めることが重要</p>			<p>・人権問題検討委員会の設置</p> <p>・本人通知制度(戸籍等の不正取得抑止)の実施</p> <p>・インターネットモニタリング事業(インターネット上の差別書き込みの監視)の実施</p> <p>・人権侵害を行った者に対する改善要求及び啓発</p>
				<p>・広報紙やホームページ、講演会等により、DVは重大な人権侵害であり、犯罪となり得る行為であることの啓発や情報発信</p> <p>・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にパープルライトアップを実施し、啓発</p> <p>・デートDVなどについて、市内の小中高校と連携し、予防教室を開催</p> <p>・広報活動(DV防止の啓発と相談窓口周知)</p> <p>・DV相談携帯カードを公共施設の窓口やトイレに設置</p> <p>・啓発のティッシュの配布(児童虐待防止推進月間に同時実施)</p>	
				<p>・専門相談・支援員の設置</p> <p>・直通の相談専用電話を設置</p> <p>・関係機関が参加する宍粟市DV防止ネットワーク会議の開催</p> <p>・ハローワークや宍粟市無料職業紹介所(わくわくステーション)による求人情報の提供や就労に関する相談対応</p> <p>・市営・県営住宅の入居条件等の情報提供</p> <p>・心理相談やカウンセリング機関の情報提供</p>	

まちづくり指標	指標名	単位	現状値(R2実績)	目標値(R8)	数値の把握方法	目標値設定の考え方
	人権学習会等の実施回数	回/年	165 (R1実績値)	171	担当課保有の管理台帳 (関係各課で行う人権学習等の実施回数を集計)	人権学習会等の実施母体は各自治会における学習会となっている。今後、自治会の数が増加するといった見込みはないため大幅な増加は難しく、R1実績値(165回/年)を参考に1年間あたり1回の増加を目標とする。

個別連携する計画	計画名	計画期間	統計等数値			
	宍粟市人権施策推進計画	H28～				
	宍粟市社会教育振興計画	H29～R3				
	宍粟市DV防止・被害者支援基本計画	R3～R7				